

国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則 (運営委員会) 第6条 (略) 2 (略) 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(5) (略) (6) <u>事務局長付課長(大学院生物システム応用科学府担当)</u> (7) (略) 4～10 (略) (教授会) 第7条 (略) 2 教授会は、学府を兼務する教授、准教授及び専任講師並びに<u>事務局長付課長(大学院生物システム応用科学府担当)</u>及びその他学府長が指名する者をもって組織する。 3～10 (略)</p>	<p>本則 (運営委員会) 第6条 (略) 2 (略) 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(5) (略) (6) <u>小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長</u> (7) (略) 4～10 (略) (教授会) 第7条 (略) 2 教授会は、学府を兼務する教授、准教授及び専任講師並びに<u>小金井地区事務部生物システム応用科学府事務室長</u>及びその他学府長が指名する者をもって組織する。 3～10 (略)</p>

附 則 (生規則第2号)

この規則は、平成26年11月17日から施行し、平成26年10月1日から適用する。